

公的年金と世代間所得移転

植 田 和 男⁽¹⁾

岩 井 睦 雄⁽²⁾

橋 本 元 秀⁽³⁾

要 約

本論文は昭和61年改正後の公的年金制度がどのような世代間移転を引き起こす可能性があるかについて複数の観点から試算を行い、さらにその財政政策全般への若干の含意について論じることを目的としている。

主な結論は次の通りである。

公的年金制度による世代間移転は今後数十年にわたって大きなものとなり、現在年齢が30～40歳以上の世代は現在価値で計って負担の3～7倍の給付を受ける一方、20歳以下の世代は負担の0.4～0.9倍程度の給付しか得られない可能性が強い。その理由は修正積立方式の年金制度運営の初期に発生する所得移転の存在と、賦課方式制度を採用した場合の収益率が今後の人口の高齢化によって低下すると見込まれることにある。

年金による世代間移転を別の角度から眺めると、現在時点で所得を稼いでいる世代には全体として毎年約10兆円の減税を、昭和90年時点の世代には年当たり約5兆円（昭和60年価格）の増税を行うのと同じ効果をもつ。

現行制度では一般会計から年金への補助金が存在するため、年金制度の成熟化とともに公的年金の国庫負担分は大きく増加し、対国民所得比で2%を上回るケースも考えられ、一般会計財政にとっては大きな負担となる。この部分について増税を行えば一般会計の負担は消滅するが、上記で述べたような世代間所得移転は依然として残る。これと、他の財政政策、経済変動によって発生する世代間移転とをどのように調和させるかが、経済政策にとって重要な長期的課題である。

(1) 大阪大学助教授・大蔵省財政金融研究所特別研究官

(2) 前大蔵省財政金融研究所研究員（日本たばこ）

(3) 大蔵省財政金融研究所研究官

はじめに

本稿の目的は昭和61年改正後の新しい公的年金制度について、それによって引き起こされる世代間移転の大きさを試算してみること、また試算結果の財政政策全般への若干のインプリケーションについて論じてみることである。

理論的には、各世代が遺産によってつながり、合理的に行動するような世界では、公的年金の存在は経済に影響を与えない。(例えば、Barro〔1974〕参照。)本稿ではこのような極端な立場は採らずに、各世代が自らのことのみを考えて意思決定を行うというライフ・サイクル仮説の立場から、年金の影響を考えることにする。

このような立場からの分析例としては、米国については最近ではBoskin他〔1986〕があり、年金制度の創設に伴って初期の老年世代が自らが支払った保険料以上のものを受け取るという効果(start-up effect)は、1945年生まれの世代位までで終了したことをしめしている。日本については野口〔1984〕が代表的である^(注1)。同論文によれば、代表的なケースについては、1985年時点において20歳以上の世代は保険料以上の給付を得るのに対し、10歳以下の世代は給付が保険料支払いを下回ってしまう。しかしながら、同論文の試算では過去の給付・負担実績の把握に力点がおかれており、将来の年金の給付と保険料の関係の基礎となるべき年金財政の動向が明示的に扱われていない。

そこで、本稿では年金財政に関する明示的なモデルを用いて各世代の給付・保険料比率を導

出する。年金財政モデルとしては、新制度を忠実にフォローしてその将来収支推計を行った野口〔1986〕を用いる。さらに、年金給付の一部が中央政府の一般会計からの補助金によって賄われていることも重要である。このことは、表面的には年金制度の拡大とともに一般会計の財政を苦しいものにする要因となるが、結局はこの補助金は何らかの形で国民によって負担されることとなる。この点について本稿では、各時点の一般会計から年金への補助金とその時点の勤労世代によって負担されるというやや極端なケースについて、この補助金の部分の負担も含めた給付負担比率を各世代について試算してみることとする。

年金による世代間移転の大きさを把握するいま一つの方法は、各世代について保険料が給付を上回る(下回る)金額を計算してみることである。この差の部分だけその世代の他の税負担を軽く(重く)してやれば、各世代のライフ・サイクルでの消費可能性に対し、年金制度は影響を与えないこととなる。本稿では、この減(増)税額を各時点ごとに年金制度に加入している世代について、ある方法で加重平均したマクロの減(増)税額という形で示すことにする。この方法は、本質的には上で述べた給付・保険料比率と同じ結果を導いているに過ぎないが、各時点ごとの金額表示になっている点で年金制度による世代間移転を他の財政政策と比べやすいものになっている点に特徴があるといえよう。

(注1) 高山〔1981〕も同様の趣旨の試算を行っているが旧制度を前提としたものになっている。

・ 公的年金の経済的影響 考え方の整理

最初に、年金の経済効果についての分析の背景となる理論的枠組みを整理しておこう。

公的年金は次のようないくつかのメカニズムを通じて経済に影響を与えられ考えられる。

第一に、個人の経済活動に直接の影響を及ぼす。年金の給付と保険料支払いの割引現在価値が等しくないとすれば、その差の分だけ生涯所得が変化し、各種の世代間・世代内移転による分配効果を生じさせる。さらに、公的年金の貯蓄としての性格を考慮すれば、これは、私的貯蓄を減少させる可能性がある。また、退職後の年金給付の存在は、退職年齢を含めた労働供給に影響を与える。

第二に、以上のような貯蓄や労働供給の変化は経済の財生産能力、賃金、利潤率等を変化させる。とくに、公的年金が賦課方式で運営され、一方で私的貯蓄が減少する場合には、資本蓄積、経済成長率が低下するという重大な影響がある。

第三に、以上のような諸経済活動の変化が税収を変化させて間接的に、あるいは公的年金の中央政府よりの補助（移転）が存在すれば直接的に、中央政府の財政に影響が及ぶことになる。

さて、本稿では第二の供給サイドないし一般均衡への影響はとりあえず無視して、第一の個人の経済活動への直接の影響、特に保険料と年金給付が生涯所得に及ぼす影響を中心に分析し、さらにこれらの財政へのインプリケーションについても議論する。分析の内容を数式を用いて明らかにしておこう。

いま簡単のため2期間だけ生存する個人り生涯の予算制約式を書くと、

$$C_t + \frac{C_{t+1}}{1+r} = W_t + \frac{W_{t+1}}{1+r} - \left(T_t + \frac{T_{t+1}}{1+r} \right) + \left(-T_t^S + \frac{R_{t+1}}{1+r} \right) \quad \text{---(1)}$$

となる。ただし、

$C_t(C_{t+1})$: 第 t 世代 (1人あたり) の t 期 ($t+1$ 期) における消費

$W_t(W_{t+1})$: 第 t 世代 (1人あたり) の t 期 ($t+1$ 期) に爵ける賃金

$T_t(T_{t+1})$: 第 t 世代 (1人あたり) の t 期 ($t+1$ 期) における (中央政府への) 税負担

T_t^S : 第 t 世代 (1人あたり) の保険料負担

R_{t+1} : 第 t 世代への年金給付

r : 利子率

である。

年金制度が個人の予算制約へ与える影響を捉える代表的な方法は給付・保険料比率

$$\rho_1 = \frac{R_{t+1}}{1+r} / T_t^S \quad \text{---(2)}$$

を計算することである。この比率が1に等しければ、年金制度は個人の予算制約式に影響を与えないこととなる。

しかしながら、 ρ_1 は年金給付の一部が中央政府からの移転によって、従って税ないし国債発行によって賄われていることを無視している。中央政府の各時点での支出がどの世代によってどの時点で負担されているかを決定することは容易ではないが、近似的にこのようなことが可能であるとして、この部分の負担を保険料に加えたものを \tilde{T}_t^S とすると、

$$\rho_2 = \frac{R_{t+1}}{1+r} / \tilde{T}_t^S \quad \text{---(3)}$$

が、より厳密な意味での給付・保険料比率といえよう。別の言い方をすれば、中央政府からの年金への移転に等しい額だけ、保険料 (T) を値上げして (\tilde{T}) にしたとしよう。(ただし、値上げ分 $\tilde{T} - T$ は直接には中央政府に税支払い

として払われ、その後年金への移転となる。) この時の給付・保険料比率が α_2 であり、この場合は中央政府の財政収支は年金の存在によっては直接の影響は受けないことになる。いずれにせよ、各世代について α_1 や α_2 を計算することにより、年金制度存在の結果発生する世代間移転のパターンを推察することができるのである。

年金による世代間移転を評価するいま一つの方法は、いうまでもなく給付と保険料の差の(割引現在価値の意味での)絶対額を調べてみることである。以下では、これを一歩進めて次のような変数を計算してみよう。すなわち、給付が保険料を上回る分 $\left(\frac{R_{t+1}}{1+r} - T_t^s\right)$ ないし、 $\left(\frac{R_{t+1}}{1+r} - T_t^s\right)$ だけ、生涯を通じて増税を行えば、年金制度の存在による各個人の予算制約式への影響

は発生しない。この増税額を第1期と第2期に適当な方法で割り振ったとする $(\Delta T_t, \Delta T_{t+1})$ 。

すると、ちょうど年金制度による各世代の生涯所得への影響が発生しないような、あるいはそのような意味で世代間移転を発生させないような増税ないし減税額の時系列を

$$\Delta T_t = L_t \cdot \Delta T_t + L_{t-1} \cdot \Delta T_{t-1} \quad (4)$$

として計算することができる。(4)式で示される変数は、年金による世代間移転を増減税額の次元で示しているという点で、 α_1 や α_2 とは異なるものであるとともに、別のパターンの世代間移転を引き起こすような他の財政政策(例えば財政赤字の増減)との比較を行いやすいものになっているという特徴があるといえよう。

・ 公的年金による世代間所得移転

1. 公的年金についての将来推計

以上のような観点から、日本の公的年金について考えてみるとどのようなことが言えるだろうか。そこで、まず、公的年金から受け取る給付の現在価値と、公的年金に対しての負担の現在価値の比率である給付・負担比率(第2章第(3)式の α_2)を計算してみよう。そのためには、将来の年金の給付と保険料の関係の基礎となるべき公的年金の財政についてのシミュレーション・モデルが必要となるが、ここでは、野口〔1986〕の中で用いられている厚生年金保険と国

民年金のシミュレーション・モデルを利用する。このモデルにおいては、年金制度の基礎となる人口の推計^(注2)を行うとともに、昭和61年改正後の新しい年金制度をフォローして、厚生年金保険と国民年金の収支両面における積み上げ計算がなされており、名目賃金上昇率、積立金運用利回り等の経済環境の条件についての設定を行うことが可能である。そして、このモデルからは、公的年金についての財政収支、積立金残高、国庫負担、保険料等についての将来推計が得られる^(注3)。

今回の推計においては、このモデルの推計期

(注2) 同モデルでの人口推計は、小椋・西元〔1984〕に基づいている。本稿執筆後、厚生省〔1987〕による昭和61年推計が発表されたが、本稿で用いているものと基本的には大きな差がない。

(注3) このモデルにおいては、給付及び保険料は次のように設定される。厚生年金保険においては、給付は昭和61年の制度改正によって予定されている水準を維持するものとし、また保険料率は昭和61年以降12.4%の水準からスタートし、5年ごとに1.8%ずつ引き上げて行き、積立金が消滅する前年から賦課方式に移行するものとする。一方、国民年金についても、給付は昭和61年の制度改正によって予定されている水準を維持するものとし、保険料は昭和59年価格で昭和61年以降6800円の水準からスタートし、13,000円となるところまで毎年300円ずつ引き上げて行き、積立金が消滅する前年から賦課方式に移行するものとする。なお、このモデルについての詳細は野口〔1986〕参照。

間を延長するとともに、外生的に与えられるいくつかの数値について更新を行った後、厚生年金保険と国民年金について同様のシミュレーションを行った。そして、このシミュレーションから得られる保険料や国庫負担の推移をもとに、公的年金の給付・負担比率の計算を行った。

2. 公的年金の給付・負担比率の推計方法

ここでは、以下のような方法により各世代の公的年金の給付・負担比率の推計を行う。

給付及び負担については、世帯を単位として推計を行う。また、年金の加入期間としては、厚生年金保険においては世帯主が、国民年金においては世帯主及び配偶者がともに20歳から59歳まで加入するものとする^(注4)。なお、加入期間を30年間とするケースについても計算を行ったがほぼ同様の結果が得られた^(注5)。

給付(第2章第(3)式の $\frac{R_{t+1}}{1+r}$) には、人々が将来に受け取るであろうと考えられる年金給付額の現在価値を用いる。他方、負担(第2章第(3)式の \tilde{T}_t^s) としては、年金の過去及び将来の保険料支払いの現在価値及び公的年金に対する国庫負担の1世帯当たりの現在価値の和を用いる。現在の年金制度においては、基礎年金給付の3分の1を国の一般会計より繰り入れることとなっており、それは国民の租税負担によって賄われている。このことは、人々にとって、年金保険料の支払いの他に、税の支払いという形の公的年金に対する負担が存在することを意味する。そこで今回の推計においては、この点についても留意して公的年金の給付・負担比率の推計を行う。(国庫負担分についての取り扱いについては以下の参

照。)

厚生年金保険の給付と負担については、まず、保険料及び給付の基礎となる賃金水準について生涯賃金モデル(昭和60年において、20歳で140千円、その後年齢とともに上昇し、50歳で310千円、50歳から59歳においては310千円を維持し、60歳以降は210千円の水準で一定とする賃金モデル^(注6))を設定し、シミュレーションごとに仮定した名目賃金上昇率により、各時点における特定年齢の賃金を計算する。そして、この賃金とこれまでの保険料率及び今回の制度改正によって将来予想される保険料率を用いて保険料支払を計算し、現在価値に割り引いた後に合計する。また、給付については、この賃金モデルから計算される平均賃金に基づく報酬比例部分と基礎年金部分を現在価値に割り引いた後に合計する。

国民年金の給付と負担については、今回の制度改正によって将来予想される給付及び負担の現在価値の合計を用いるが、これは物価水準につれて変動するように設定されている。

公的年金に対する国庫負担分の額については、過去の実績及びシミュレーションから得られる将来推計から計算する。そして、この国庫負担分は各時点で全額その時点の租税収によって賄われるとし、これは、その時点で世帯主が20歳から64歳までの世帯がその所得に比例して負担すると仮定する^(注7)。

現在価値を計算する場合の割引率には、運用利回りを用いる。

このようにして、公的年金の給付・負担比率が推計されるが、この比率は、当然、運用利回り、物価上昇率、名目賃金上昇率や年金

(注4) 世帯主及び配偶者は同年齢とともに75歳まで生存すると仮定する。

(注5) 過去における給付と保険料の実績は、必ずしも以下に仮定するようなモデル世帯のそれとは一致していない。従ってモデル世帯の過去の保険料から給付を差し引いたものを足し合わせても、現在の積立金残高に一致する保証はないことに注意が必要である。

(注6) 賃金モデルについては、昭和60年賃金構造統計調査報告における全産業男子労働者の賃金プロフィールを参考とした。

受給期間等の条件によって影響を受ける。次に、これらの条件についていくつかのケースを設定し、公的年金の給付・負担比率がどう変化するかを見ることにしよう。

3. 公的年金の給付・負担比率の推計結果

世帯主が厚生年金保険に加入（旧制度下では配偶者は国民年金に加入）している世帯と、世帯主及びその配偶者がそれぞれ国民年金に加入している世帯について給付・負担比率の推計結果を見ることとしたい。

その結果は、表3-1、3-2及び図3-1のとおりである。表3-1と3-2はどちらも（ ）内に国庫負担分の税負担を除いた比率（第節の γ ）を示している。表3-1では賦課方式に移行しないケースもあるので、昭和90年における積立金残高をGNP比率で示してある。この結果から次のことが言えよう。

(1) 計算された公的年金の給付・負担比率を世帯間で比較してみると、年齢の高い人々ほど公的年金から受ける恩恵は大きい。ただし、現在の年齢が10歳以下の世代については同比率はほとんど一定である。これは、わが国の公的年金制度における start-up effectによるものと考えられる。すなわち、わが国の公的年金においては、これまで年金受給者が年金加入者に比べて少数であったために、また、保険料算定方式として修正積立方式を採用していたために保険料が非常に少額であったのである。また、将来の年金保険料について

は、昭和61年度に年金制度の大幅な改正が行われたが、厚生年金保険に関しては、5年間に1.8%ずつ保険料率を引き上げていくことが想定されている。国民年金についても毎年昭和59年価格で300円保険料を引き上げることが想定されている。そして、それぞれの年金制度について積立金がある一定水準以下になれば、保険料算定方式は完全賦課方式に移行することからも将来の保険料がより上昇することが予想される。（図3-2、3-3参照）。その後、年金制度の成熟化および人口構成の安定化により保険料の上昇はある程度で頭打ちとなることから、10歳以下の世代では給付・負担比率はほぼ一定となるのである。すなわち、厚生年金保険において start-up effectは現在の20～30歳前後の世代でほぼ終了するといえよう。また国民年金については現在の40歳前後の世代で start-up effectがほぼ終了してしまうことがわかる。

(2) 公的年金の給付・負担比率の絶対的な水準についてみると、昭和60年度において50歳、60歳の人々は、上述の start-up effectによって、実際に支払った保険料の数倍の給付を受ける。これは年金加入者が保険料として負担したものの数倍の金額を貯蓄しているとも考えられ、年金制度のみを採り上げて考えれば、公正の立場からすると過剰な恩恵を受けるものとも言えよう^(注8)。反対に、昭和60年度において0歳以下の世代は、ほとんどのケースについて公的年金の給付・負担比率は1をかなり下回る^(注9)。これは start-up effect

(注7) これに対して、国庫負担分が国債発行によって賄われるとすると、その究極の負担者は将来世代となり、各世代の公的年金の給付・負担比率は以下で計算されるものと異なってくる。しかしながら、このような変更は本稿で見出される世代間所得分配のパターン（すなわち、現在世代に有利、将来世代に不利）をより極端なものにするだけであることに注意。また、以下の計算では国庫負担分がおおまかに言って所得税増税で調達されることを仮定している訳であるが、その代わりに付加価値税を用いるとすれば、世代間の負担のパターンに微妙な変化が発生する。

(注8) もちろん、給付・負担比率を必ずしも1にしない、すなわち何らかの世代間（あるいは世代内）所得移転を意図的に発生させることこそ公的年金制度の存在理由であるとの議論もあり得よう。しかしその場合にも現実にはどのような移転が発生しているか、ないし発生されると予想されるかを把握しておくことは重要であろう。

(注9) 国民年金については30歳以下の世代について。

表3-1 厚生年金保険における給付負担比率

		-30歳	-20	-10	0	10	20	30	40	50	60	昭和90年における積立金残高/GNP比
①	運用利回り=4% 物価上昇率=0% 名目賃金上昇率=3% 年金受給開始年齢=60歳 賦課方式移行せず	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.9)	0.9 (1.0)	1.0 (1.1)	1.2 (1.3)	1.6 (1.8)	3.0 (3.3)	6.9 (7.5)	14%
②	4% 2% 2% 60歳 昭和83年賦課方式移行	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.5)	0.5 (0.5)	0.6 (0.7)	0.8 (0.9)	1.2 (1.4)	2.3 (2.6)	5.5 (6.0)	1%
③	4% 2% 3% 60歳 昭和86年賦課方式移行	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)	0.8 (0.8)	0.9 (1.0)	1.1 (1.3)	1.6 (1.8)	3.0 (3.3)	5.5 (6.0)	1%
④	4% 2% 5% 60歳 賦課方式移行せず	1.3 (1.4)	1.3 (1.4)	1.3 (1.4)	1.4 (1.4)	1.4 (1.5)	1.6 (1.7)	1.9 (2.1)	2.4 (2.7)	4.0 (4.5)	8.0 (8.6)	7%
⑤	5% 2% 4% 60歳 昭和119年賦課方式移行	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.9)	0.9 (1.0)	1.0 (1.1)	1.2 (1.3)	1.6 (1.8)	2.9 (3.2)	6.4 (6.9)	6%
⑥	5% 4% 5% 60歳 昭和85年賦課方式移行	0.9 (1.0)	0.9 (0.9)	0.9 (0.9)	0.9 (1.0)	1.0 (1.1)	1.1 (1.2)	1.4 (1.6)	1.9 (2.2)	3.3 (3.7)	6.9 (7.4)	1%
⑦	6% 2% 5% 60歳 賦課方式移行せず	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.8)	0.8 (0.9)	0.9 (1.0)	1.0 (1.1)	1.2 (1.3)	1.6 (1.8)	2.8 (3.1)	5.9 (6.4)	17%
⑧	6% 4% 5% 60歳 昭和88年賦課方式移行	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)	0.7 (0.8)	0.8 (0.9)	0.9 (1.0)	1.1 (1.3)	1.5 (1.8)	2.8 (3.1)	5.9 (6.4)	1%
⑨	4% 2% 2% 65歳 昭和133年賦課方式移行	0.3 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.5)	0.4 (0.5)	0.5 (0.6)	0.6 (0.7)	0.9 (1.0)	1.6 (1.8)	3.3 (3.5)	26%
⑩	4% 2% 3% 65歳 賦課方式移行せず	0.5 (0.6)	0.5 (0.6)	0.5 (0.6)	0.5 (0.6)	0.6 (0.7)	0.7 (0.7)	0.8 (0.9)	1.1 (1.2)	1.9 (2.0)	4.0 (4.3)	30%
⑪	4% 2% 3% 65歳 保険料率81~120年は19.6% 、121年以降賦課方式	0.6 (0.6)	0.6 (0.6)	0.6 (0.7)	0.6 (0.7)	0.7 (0.8)	0.7 (0.8)	0.8 (0.9)	1.1 (1.2)	1.9 (2.0)	4.0 (4.3)	28%

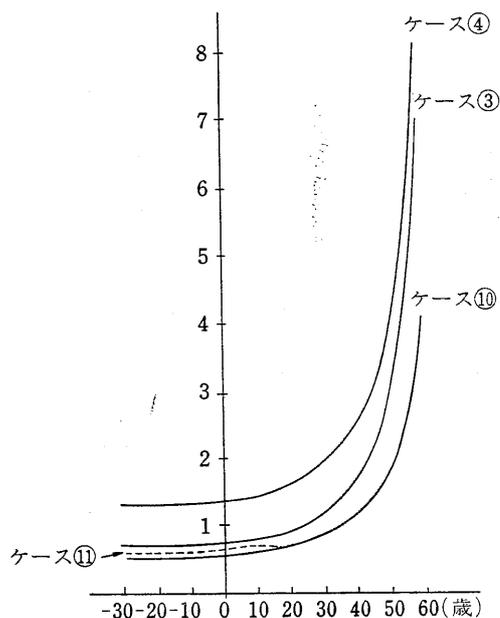
注) ○ ()内の数字は租税負担部分を除いた比率
 ○ 年齢は昭和60年におけるものである。
 ○ GNPは名目賃金上昇率と等しい割合で増加するものとした。

表3-2 国民年金における給付・負担比率

	-30歳	-20	-10	0	10	20	30	40	50	60
①運用利回り=4%、物価上昇率=0% 昭和102年賦課方式移行	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	0.3 (0.3)	0.3 (0.4)	0.5 (0.5)	0.8 (1.0)	1.8 (2.2)	5.3 (6.8)
②=4% =2% 昭和93年賦課方式移行	0.3 (0.4)	0.3 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.5)	0.6 (0.6)	0.8 (0.9)	1.3 (1.5)	2.6 (3.1)	6.5 (8.5)
③=5% =4% 昭和90年賦課方式移行	0.4 (0.5)	0.4 (0.5)	0.4 (0.5)	0.5 (0.5)	0.6 (0.7)	0.7 (0.8)	1.0 (1.2)	1.6 (1.9)	3.0 (3.6)	6.9 (9.0)
④=6% =2% 昭和100年賦課方式移行	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	0.3 (0.3)	0.3 (0.4)	0.5 (0.5)	0.8 (1.0)	1.8 (2.1)	4.9 (6.2)
⑤=6% =4% 昭和92年賦課方式移行	0.3 (0.4)	0.3 (0.4)	0.3 (0.4)	0.4 (0.4)	0.4 (0.5)	0.6 (0.6)	0.8 (0.9)	1.3 (1.5)	2.5 (3.0)	5.9 (7.7)

注) ○年齢は昭和60年におけるものである。
 ○国民年金の給付及び負担については賃金スライドではなく物価スライドを前提として計算されている。
 ○()の数字は租税負担部分を除いた比率

図3-1 厚生年金保険における給付負担比率



が消滅することに加えて人口の高齢化の影響で賦課方式による年金運営の収益率が低下するためである(注10)。さらに厚生年金保険では、ほとんどのケースにおいて20歳、30歳の世代について給付・負担比率はほぼ1となっており、公的年金が私的貯蓄とほぼ同じ収益率を稼いでいることがわかる。

(3) 公的年金の給付・負担比率に対して、賃金上昇率と運用利回りが大きな影響を与える。例えばケース とケース (あるいはケース とケース)を比べることによって、運用利回りの上昇は各世代の給付・負担比率を低下させることがわかる。また、ケース , を比べることによって賃金上昇率の上昇は給付・負担比率を上昇させることが判明

(注10) ただし、表3-1の①、②、⑩のように賦課方式に移行しないケースでも給付・負担比率が長期的に1を下回ることがある。これらの場合には、表に示されているように昭和90年においてもかなりの積立金を残している。従って、この残高の配分の方法によっては、表にしめされた世代間移転のパターンが大きく異なってくることも予想される。そこで、昭和90年における積立金残高が最も多いケース⑩において、昭和81~120年について保険料率を引き下げ、昭和120年までに積立金を使いきってしまうケースを考えてみたのがケース⑪である。表より判明するように、0歳から30歳の世代の給付・負担比率が0.1ポイントほど上昇するだけで、全体の世代間移転のパターンにはほとんど変化が見られない。この結果を一般化するのは危険であるが、少なくとも表①、⑦、⑨のようなケースでは、積立金を0歳から30歳前後の世代に分配したとしても世代間移転のパターンはほとんど変化しないと言えよう。(もちろん遠い将来世代に大きな移転が発生する可能性は残されている。)

する。

運用利回りは、ここでの計算においては積立金の運用収入を決定する利率及び将来の保険料・給付の割引率として用いられている。高い運用利回りは、一方においては積立金の運用収入を増加させ、公的年金の給付・負担比率を改善するように作用するが、他方では過去及び相対的に近い将来における負担に比べ、遠い将来における給付の現在価値を引き下げ、公的年金の給付・負担比率を悪化させるように作用する。計算結果は後者の影響力の方が強いことを意味している。

また、厚生年金保険の場合、将来の給付はその時点の平均報酬の一定割合であるので、割引率（運用利回り）を一定にしておいて賃金上昇率を高くすれば、将来の給付は現在の保険料に比べて相対的に上昇し、給付・負担比率も高くなるのである。

(4) 年金の受給開始年齢を60歳から65歳へと変更すると、給付の絶対額が低下するので、給付・負担比率は各世代について一様に低下する。（例えば、ケース①とケース②、あるいはケース①とケース③の比較）しかし、より重要なのは、年金財政への影響である。受給開始年齢が65歳であると、今後50～60年間は賦課方式への移行が必要でなくなる。特にケース①では30年後でも現状を大幅に上回る積立金残高を維持し続けることとなる^(注11)。ただし、(9ページ脚注(2)でみたように)世代間

移転のパターンには大きな影響を与えない可能性が強い。

(5) 表の各数値を()内の数値と比較することによって、公的年金の国庫負担分の影響についてみると、それは公的年金の給付・負担比率を30歳前後の世代において0.1程度悪化させる。公的年金が私的貯蓄と同じ収益率をもたらすような世代は、例えばケース①については、国庫負担分を含めれば、昭和60年で20歳の世代であるが、これを除くと10歳の世代へと延びることになる。また、世代間について比較してみると、年齢の若い世代ほど国庫負担分の給付・負担比率への影響は小さいようにおもわれる^(注12)。

以上、給付・負担比率の動きについて検討してきたが、年金財政の動向について若干まとめておこう。表1より近い将来賦課方式へ移行する条件を考えてみると、運用利回りがあまり高くないこと、賃金上昇率があまり高くないこと、及び年金受給開始年齢が60歳であることなどである。そうでない場合には、年金財政はある程度の余裕を持ちつつ、今後数十年間推移することがわかる。ただし、(9ページの脚注(2)でもみたように)いずれにせよ、表に示されているような大規模な世代間移転が現行制度の下で発生することは避けられないようである。

(注11) 以上の外に人口成長率の将来値が(ここでは一つのケースしか考えていないが、年金財政、受給負担比率に大きな影響を与えることはいうまでもない。

(注12) しかし、この点の解釈については次のような注意が必要である。過去における年金の給付実績が低かったことから、それに比例する国庫負担分も低く、これを負担していた老年世代の国庫負担分の保険料にたいする比率は現在の若年世代よりも低い。(同比率はケース①について現在30歳の世代では約10%であるのに対して、60歳の世代では約8%である。)これだけをとれば、国庫負担分の給付・負担比率への影響は老年世代で小さいはずであるが影響の度合は国庫負担分の保険料に対する比率だけでなく、国庫負担分がゼロの時の給付・負担比率によっても左右され、後者の影響が表では支配的となっているのである。すなわち、給付を R 、負担を T とすると、国庫負担分身含めることによっ

て、負担が ΔT だけ増加した時の給付・負担比率の変化は、 $\Delta\left(\frac{R}{T}\right) = \left(-\frac{R}{T}\right) \cdot \frac{\Delta T}{T}$ となる。 $\frac{\Delta T}{T}$ は老年世代において低いが、 $\frac{R}{T}$ が高く、こちらの方が影響度が強いということである。

4. 公的年金による世代間移転を打ち消すような増減税政策の規模

次に公的年金と一般会計との関係について若干の議論を展開しよう。

一般に年金の財政に与える影響を考える場合に用いられる指標としては、公的年金に対する国庫負担の対国民所得比が用いられることが多いが、今回用いたシミュレーションから得られる公的年金に対する国庫負担の対国民所得比は表3-3のようになる。

その値は、各ケースで少しずつ異なっているが、押し並べて今後数十年にわたって公的年金に対する国庫負担の対国民所得比は増加し、2%を越えるケースも存在する。現在のわが国の一般会計において国民所得の2%相当というと、公共事業関係費の9割程度であるが、最悪のケースではこれをすべて厚生年金保険と国民年金への繰り入れ金として使ってしまうことになる。同比率の伸びが最も小さいケースでもピーク時には、現行水準の5割増し程度にまで上昇する^(注13)。

いずれにせよ、一般会計に深刻な負担を強いることになるのであるが表3-3この点を強調しすぎることは問題である。すなわち、年金制度は貯蓄としての側面を持っているので、年金が拡大するにつれて民間部門は私的貯蓄を減らし、保険料支払いの増加にあてたり、(前節で

仮定したように)一般会計からの移転分についても税負担の増大に応じることができる。

このような増税を行えば、一般会計の負担は一応解消する。しかしながら、表3-1で既に見たように、給付と(国庫負担分も含めた)保険料負担が必ずしも等しくないことから、各個人の生涯を通じる予算制約式には重大な影響が発生する。すなわち、国庫負担分については増税に応じたとして、表3-1の給付・負担比率が1を上回って(下回って)いれば、公的年金によって生涯所得は増加(減少)することになる。

この給付・負担の不一致による給付超過ないし、負担超過を打ち消すような施策として、例えば、増税ないし減税(第2章の T_t , T_t^{+1} 以下仮に必要増減税と呼ぶ)を別々に実施すれば、公的年金が発生させる世代間所得移転を解消することができる^(注14)、逆に必要増減税の規模によって年金による世代間所得移転のいわば絶対額を把握することが可能となるのである。

以下では第2章第(4)式に従って、各時点で生存する各世代について必要増減税額を計算し、それを世代について集計して、各時点でのマクロの必要増減税額(\tilde{T}_t)を算出してみよう。

具体的には、まず、これまで求めてきた公的年金の給付・負担比率を1とするように保険料を引き上げる(引き下げる)とすると、各世代

表3-3 厚生年金保険と国民年金に対する国庫負担の対国民所得比

	昭和60年	70	80	90	100	110	120	130
① 運用利回り=4% 物価上昇率=2% 名目賃金上昇率=2%	0.7%	1.4	1.9	2.2	2.3	2.3	2.3	2.2
② 4% 2% 3%	0.7%	1.3	1.5	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1
③ 4% 2% 5%	0.7%	1.1	1.1	1.0	0.7	0.6	0.4	0.3
④ 6% 4% 5%	0.7%	1.3	1.6	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2

注) 国民所得は名目賃金上昇率と同じ割合で増加するものとして計算した。

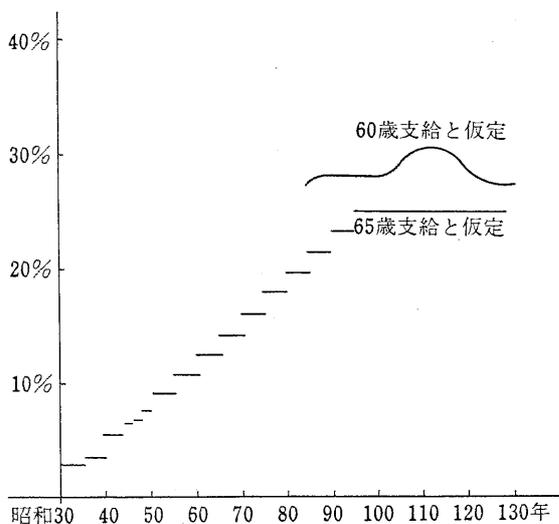
について現在価値の意味でどの程度の割合で保険料を引き上げる（引き下げる）必要があるかを求める^(注15)。これを加入期間内でどのように割り振るべきかについては一意的な決め方は存在しないが、以下では各時点での所得に比例して配分するものとする。（簡単化のため昭和60年以前において引き上げる（引き下げる）べき保険料については無視する。）こうして、毎年にわたり各世帯のより多く（少なく）負担すべき保険料が計算されるが、それを各時点において租税ないし保険料を本モデルで負担する（所得を稼いでいる）25歳から60歳までの世帯について集計する。

公的年金の世代間所得分配を打ち消すような必要増（減）税額の計算結果は図3-4のよう

になる。経済環境によって差はあるものの、昭和60年代において増税^(注16)の、昭和70年代半ばごろからは、減税の必要性のあることがわかる。その規模としては、例えば、運用利回り4%、物価上昇率2%、賃金上昇率3%のケースにおいて、厚生年金保険と国民年金の両年金から計算される世代間所得分配を打ち消すような必要増（減）税額は、昭和60年においては10.1兆円の増税、昭和90年においては4.5兆円（昭和60年価格）の減税となる。逆に言えば、年金制度は、昭和60年生存の世代には10.1兆円の減税を、昭和90年の世代には4.5兆円の増税を行っているのと同じ働きをしているのである^(注17)。本節での試算は前説で示された年金のもたらす世代間移転を別の側面から捉え直しているに過

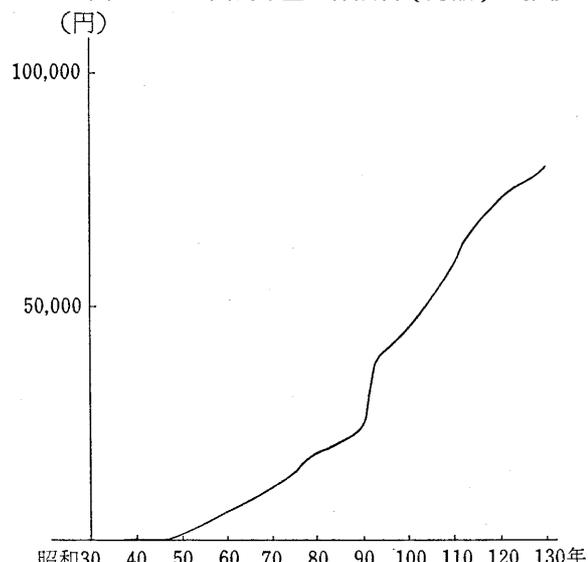
(注13) ただし、私的貯蓄への影響等の分析に際してより深刻なのは国庫負担分の約10倍位の規模である保険料の増加である(図3-2, 3-3参照)。

図3-2 厚生年金保険の保険料率の推移



注) 将来について積立金運用利回り=4%、物価上昇率=2%、各月賃金上昇率=3%と仮定。

図3-3 国民年金の保険料（月額）の推移



注) 将来について積立金利回り4%、物価上昇率=2%と仮定。昭和93年賦課方式移行。

(注14) もちろん、このような増減税策を現実に実施する必要があるかどうかは、全く別の考慮を必要とする問題である。

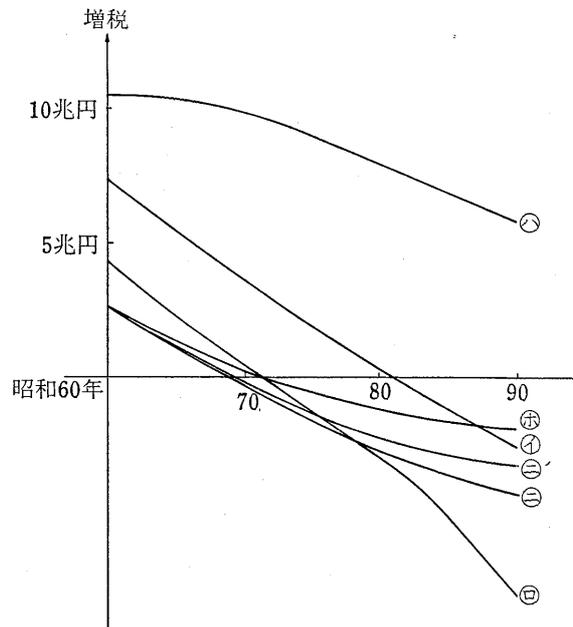
(注15) 保険料の引き上げ（引き下げ）について

$$A + (1+R) * B = C \quad (A: \text{国庫負担分} \quad B: \text{保険料} \quad C: \text{給付})$$

が成立するように保険料をRの割合だけ引き上げる（引き下げる）。

(注16) このような増税によって現在の中老年世代に年金制度による影響が発生しないためには、彼らが、年金の収益率が私的貯蓄の収益率を上回ることを前提としては行動していないことが必要である。これは、必ずしも現実には満足されない仮定であろう。

図3-4 公的年金から計算される必要増減税額



- ㊶ 厚生年金保険 運用利回り = 4%, 物価上昇率 = 2%
賃金上昇率 = 3%, 60歳受給開始
 - ㊷ 厚生年金保険 運用利回り = 4%, 物価上昇率 = 2%
賃金上昇率 = 2%, 60歳受給開始
 - ㊸ 厚生年金保険 運用利回り = 4%, 物価上昇率 = 2%
賃金上昇率 = 5%, 60歳受給開始
 - ㊹ 厚生年金保険 運用利回り = 4%, 物価上昇率 = 2%
賃金上昇率 = 3%, 65歳受給開始
 - ㊺ 国民年金 運用利回り = 4%, 物価上昇率 = 2%
65歳受給開始
 - ㊻ 厚生年金保険 運用利回り = 4%, 物価上昇率 = 2%
賃金上昇率 = 3%, 65歳受給開始
- ただし、保険料率については、昭和81~120年は19.6%で一定、それ以降は賦課方式により決定される料率。

ぎないが、そのマクロ的規模を明らかにしている点に特徴があると言えよう。
る点、一般会計の増減税政策という単位で示し

(注17) もちろん、他方で国庫負担分の増加(注(1)のA)については増税を行うことが前提とされている。しかし、この増税は現行制度の下での保険料増加の一部に対応するものであり、上で試算した世代間移転を打ち消すような増減税とは性格を異にする。ただし、両方の増減税策を実行した場合の一般会計の対民間収支への影響は、両方の増減税を加えることで求められる。本文中と同様のケースについては、Aに対応する増税規模は昭和90年で2.8兆円(昭和60年価格)となる。従って、両者を加えれば、昭和60年で10.1兆円の増税、90年では1.7兆円(昭和60年価格)の減税となるのである。

・ 結 論

以上の分析の主要な結論，分析のインプリケーション，分析の限界等をまとめれば，次のようになる。

- (1) 公的年金制度は今後数十年にわたって世代間に大きな所得移転を発生させる。現在の年齢が30歳，40歳以上の世代は年金制度から私的貯蓄以上の収益を享受し（50歳，60歳世代で負担の3～7倍），逆に20歳以下の世代は私的貯蓄より低い収益率（0歳世代で負担の0.4～0.9程度）しか得られない可能性が強い。
- (2) このような所得移転は日本の公的年金が修正積立方式で運営され，まだ未成熟の段階にあるため，現在の老年世代が給付に見合う保険料を支払ってこなかったこと（start-up effect）他方，近い将来人口の高齢化が急速に進むため，年金制度が賦課方式に移行するようなケースでは，将来世代にとっての年金貯蓄の収益率が大きく低下すること等によっている。
- (3)（特に厚生年金保険について）実質の利子率ないし賃金上昇率がかなり高い場合，あるいは年金支給開始年齢が65歳まで引き上げられた場合には現行の積立金を減らさずに（あるいは増大させつつ）給付を行うことができ，年金財政の運営はより楽なものになるが，この場合にも(1)で述べたような世代間所得移転のパターンに大きな変化はない。
- (4) 年金財政と一般会計の関係を現行のままで維持すれば，公的年金の国庫負担は今後数十年間大きく増大し，その対国民所得比は2%を上回るケースも考えられる（現行0.7%）。
- (5) 年金も貯蓄であると考えれば，(4)のような一般会計の負担増については，増税によって対応することも考えられ，この場合は一応一般会計の負担は消滅する。
- (6) しかし，より重要なのは，年金の貯蓄としての収益率が私的な収益率と異なり，しかも両者の差が世代間によってバラツキのあること（(1)参照）によって生じている負担ないし不公平を年金制度を変更することによって，あるいは他の財政政策によって緩和するかどうかという問題である。
- (7) 仮に増減税策によって，年金制度で発生する世代間所得移転を打ち消そうとすれば，今後10年あまりはかなりの増税を（標準ケースでは，現在時点で約10兆円），その後は減税を（昭和90年で約5兆円（昭和60年価格））行う必要がある。（ただし，減税は相当長期間続けられる必要があり，これは世代間移転の影響というよりは，人口の高齢化で内部収益率の低くなった賦課方式による公的年金運営のコストに対応している。）
- (8) (7)のような増減税策を用いて世代間所得移転を解消するのが良いか，年金制度の変更によるのが良いのか，あるいは別の財政政策（例えば，歳出の中身を将来世代への恩恵の多いものにする，現在の歳出全体を削減して国債残高を減少させるなど）を用いるのがよいのかは，当然のことながら，これらの政策のもたらす他の経済的影響，及びその実施に伴う政治的コストを考慮して決定されるべきである^(注18)。
- (9) 以上の結果は，本稿では分析されなかった

(注18) 年金以外にも世代間の所得移転を発生させるようなメカニズムは，数多く存在する。特に戦後日本経済の高度成長は，現在の老年世代の（若年期における）貯蓄が一因となっており，現在の若年世代が高度成長の利益享受者であるという側面は否定しがたいであろう。従って，年金による世代間所得移転が望ましくないものであるかどうかについても，検討の余地がある。

年金制度のもたらす他の経済的影響 私的影響，年金受給開始年齢の労働供給への影響
貯蓄減少による資本蓄積・経済成長率への悪等 を考慮しつつ理解される必要がある。

参 考 文 献

- 小椋正立・西元亮〔1984〕「厚生年金改革の効果にかんするシミュレーション分析」『季刊現代経済』
経済企画庁総合計画局〔1982〕『2000年の日本長期展望テクニカル・レポート』
経済企画庁〔1985〕『昭和60年版日本経済の現況』
高山憲之〔1981〕「厚生年金における世代間の再分配」『季刊現代経済』
中島義雄〔1986〕『財政と社会保障の諸問題』
野口悠紀雄〔1984〕「公的年金における受給・負担構造の世代間格差」『季刊現代経済』
野口悠紀雄編〔1986〕『公的年金の今後のあり方』ソフトノミックス・フォローアップ研究会報告書
深尾光洋編〔1986〕『日本の財政・金融問題』
堀勝 洋〔1985〕『新しい年金のすべて』
Barro, R.〔1974〕 "Are Government Bonds Net Wealth," *Journal of Political Economy*
Boskin, M., L. Kotlikoff, D. Puffert, J. Shoven〔1986〕 "Social Security: A Financial Appraisal Across and Within Generations," *NBER Working Paper No. 1891*